

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 波多野 圭
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 波多野 圭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 32,605,239,210円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年10月28日付で提出した有価証券届出書及び2021年10月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、割当予定先である株式会社電通グループが2021年11月12日に第3四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、必要な修正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

(訂正前)

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社電通グループ	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第172期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月26日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第173期第1四半期 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第173期第2四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月11日関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	26,895,001株
	人事関係	割当予定先の連結子会社である株式会社電通の従業員の小島伸夫氏は当社の監査役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(中略)

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、(株)電通グループの払込みに要する財産の存在について、(株)電通グループが関東財務局長に提出した2021年12月期の第2四半期報告書(2021年8月11日提出)により、(株)電通グループが本第三者割当の払込みに十分な現金及び現金同等物(508,906百万円)を保有していることを確認し、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められず、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

(後略)

(訂正後)

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社電通グループ	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第172期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月26日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第173期第1四半期 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第173期第2四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月11日関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第173期第3四半期 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	26,895,001株
	人事関係	割当予定先の連結子会社である株式会社電通の従業員の小島伸夫氏は当社の監査役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(中略)

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、(株)電通グループの払込みに要する財産の存在について、(株)電通グループが関東財務局長に提出した2021年12月期の第3四半期報告書(2021年11月12日提出)により、(株)電通グループが本第三者割当の払込みに十分な現金及び現金同等物(601,738百万円)を保有していることを確認し、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められず、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

(後略)

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

（訂正前）

（省略）

### 5【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

### 6【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月10日に関東財務局長に提出

### 7【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月23日に関東財務局長に提出

### 8【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

### 9【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

(省略)

## 5【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

## 6【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月10日に関東財務局長に提出

## 7【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月23日に関東財務局長に提出

## 8【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

## 9【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年10月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年10月28日)現在においても変更の必要はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。更に、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)現在においても変更の必要はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。更に、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。